重要事項説明書

１．事業主体概要

令和７年１月作成

事　業　主　体　名	有限会社グループホームふるさとの家
法　人　の　種　類	有限会社
代　表　者　名	小関　信
所　在　地	島原市新湊二丁目丙1743番地
Ｔ　Ｅ　Ｌ	０９５７－６５－５００８
Ｆ　Ａ　Ｘ	０９５７－６５－５０２３
他の介護保険事業の種類	通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護
他の介護保険以外の事業	住宅型有料老人ホーム
法　人　の　理　念	「老いても障害を持っても　当たり前に、 自分らしく　普通に暮らしたい」 を基本理念に掲げ、家庭的な雰囲気の中で共同生活を送ることをお手伝いし又、介護者の支援を行う。

２．ホーム概要

ホ　ー　ム　名	グループホームふるさとの家「城下」
サービスの種類	・　(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・　(介護予防) 認知症対応型通所介護
所　在　地	島原市新湊二丁目丙１740番地２
Ｔ　Ｅ　Ｌ	０９５７－６４－０５７８
開設年月日	平成１０年2月１日
指定認可日	平成１２年4月１日
更新指定許可日	令和　２年4月１日
保険事業者指定番号	４２７０３００００３
管　理　者　名	山口　美香 (介護福祉士・認知症介護実務者研修修了) 職務内容・・事業所のスタッフの管理、業務管理、連絡調整等を一元的に行うと共に自らもサービス提供に当たる
介護計画作成担当者名	小関　信　(非常勤) (介護支援専門員・介護福祉士・認知症介護実務者研修修了) 職務内容・・利用者個別に介護計画を作成し、又自らもサービスの提供に当たる。
看　護　師	松田　京子　(非常勤) 職務内容・・利用者に対する日常的な健康管理及び状況悪化時における医療機関との連絡・調整
その他職員人数	６人以上 職務内容・・介護理念（目標）を守り、介護サービスの提供に当たる。
	利用者、介護者のニーズを重要視したサービスを行うと共に、

ホームの運営方針	各関係機関との連携を図り、又地域及び各種団体との交流を図ると同時に職員の研鑽により認知症介護の質の向上を目指す。
介護理念（目標）	一、その人らしく当たり前な普通の生活を 一、その人のペースに合わせてゆっくりと 一、生きがいを持って楽しく安心して生活できるよう 一、言葉使いに注意し、決して強制はせず 一、家庭的な雰囲気で共に生活していきます。

3．建物概況

建　物　形　態	単独型
建　物　概　要	構造：木造平屋　　延床面積：264.25 ㎡
居　室　概　要	居室：　1人部屋　　9
共用施設の概要	調理場・食堂・トイレ・浴室・洗面所・居間
そ　の　他	庭、畑、植木等により潜在能力を発揮してもらう。
交　通　の　便	島原外港駅より車で5分

4．職員勤務体制及び員数

昼間の体制	A 出 勤	8：00 ～ 17：00
	B 出 勤	9：00 ～ 18：00
	Ç 出 勤	10：00 ～ 19：00
	d 出 勤	8：00 ～ 12：00

夜間の体制	夜　　勤	１６：００　～　翌１０：００	（１９：００～翌８：００） までは１名体制

職員　　９名
- 管理者　　１名
- 計画作成担当者　　１名（非常勤）
- 介護員　　６名（うち介護福祉士　３名）
- 看護師　　１名（非常勤）

5. 対象者及び入退居にあたっての条件

事業名	条　　件		利用人数
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	・ 要介護認定 1～5（介護予防対象者の場合要支援 2）までの方で、医師の診断書等で認知症の確認ができる方。 ・ 共同生活が可能な方		９　名
入退居にあたっての条件	入居	入居に際しては、医師の診断書等（医師の意見書）により当該入居申込者が認知症の状態であるかを利用者及び家族と十分に検討した後にサービスの提供を開始します。	
	退居	下記のような事項に該当するに至った場合には、当該施設との契約は終了しご利用者に退去いただくことになります。 ① 要介護認定より、自立、要支援１と判定された場合 ② 医学的管理が必要となった場合	

6. ホーム利用に当たっての留意事項

面会時間	原則　午前８：００　～　午後８：００	面会簿記入の協力
外　　泊	前日までにご連絡下さい。	
貴重品	原則　一切おあずかりしておりません	身寄りのない方については 権利擁護制度利用可

7. サービス及び利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等日常生活上の世話、健康管理、相談援助など包括的に提供され、要介護度別に定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。但し、入居後３０日に限り、１日当たり３０円割増になります。　（別表利用料参照）

保険対象外サービス	別紙のサービスについては各個人の利用に応じて自己負担となります。 料金の改定は理由を付して事前に連絡します。　(別紙利用料参照)
居室の提供（家賃）	１ヶ月につき　１２０００円 ＊　途中入居・退居の場合は日割り計算といたします。
食　事　の　提　供	朝食：430円　　昼食：６００円　　夕食：６００円 ＊事前に外出・外泊などで食事の提供が必要でなくなったとの申し出があった場合のみ、その食事代を差し引かせていただきます。
水　　光　　熱　　費	水、光熱費として１日当たり 350 円 (水道代60円、ガス代40円、電気代250円)
個人消耗品の費用	理美容代・オムツ代・その他必要と認められたもの　⇒　実費

8. 医療・協力医療機関等

協　力　医　療　機　関	長崎県島原病院　島原保養院　まき歯科

1、基本的に病院はかかりつけ医とします。
2、症状の変化については逐一ご家族に連絡し、ご相談いたします。
3、受診、通院時の搬送、及び薬の受け取り等はホームで代行できます。
4、医療費については、各医療機関より本人宛に請求がありますが、いったん事業所で立替払い、月末に利用料と一緒に請求させていただきます。
5、受診、通院後、医師の指示があった場合は、ご家族に報告を怠りません。
6、協力医の協力の下、24 時間連絡可能な体制をとっていると共に、利用者が重度化し看取り（ターミナル）の必要が生じた場合等におけるご利用も承ります。

【急変時の対応】

1．　発見者は症状の変化を、詳細に管理者又は担当看護師に連絡し、指示を待つ。
2．　連絡を受けた管理者、担当看護師は症状に応じた対応を講じるか、代表者へ連絡し指示を仰ぐ。
3．　その都度家族に、急変した症状、行った対応、現在の状況を連絡報告する。
4，　日頃の記録は詳細に記録し特に急変時については介護記録に変化した症状、対応、その後の状態を明確に記録する。

【重度化した場合の対応】

1.　利用者が重度化した場合は、かかりつけ医または協力医療機関及び契約看護師と 24 時間体制で連絡を取り合い指示を仰ぐ。
2.　利用者が入院した場合の取り扱いは下記表のとおりに定める。
3.　医学的治療が困難になり、本人及びご家族との話し合いをするための看取りに関する指針を定めております。別紙「看取りに関する指針」参照

家　　賃	・　医師から退院の見込みがあると判断され、ご家族が今後もグループホーム生活を希望された場合は、そのままの状態で家賃を頂きます。 ・　ご家族からグループホームに対して退所の申し出があった場合は、居室の荷物を整理されるまでの期間は家賃を頂き、整理後は日割り計算とさせていただきます。（400 円／日）＊月 30 日の場合
水光熱費	・　入院期間中はいただきません。
食　材　費	・　入院時・退院時は施設で食事をされた場合のみ頂きます。 ・　それ以外で医療機関で食事をされた期間はいただきません。
協力医療機関名	島原保養院　　℡　0957-62-2969 島原病院　　℡　0957-63-1145

9. 苦情処理体制・手順

予防措置	1．従事職員は事業理念を理解し、介護目標を共有協働して利用者からの苦情が発生しないよう健全な事業運営のため努力をする。 ・月１回職員研修会議の実施　・随時ミーティング　・外部学習 ・記録の徹底　・関係機関との密な連絡　・機関誌発行 ・各イベントには家族参加の呼びかけ ・提供サービスについて定期的なサービス評価の実施 ・利用者の面会時にはその家族に現況報告し意見を聞き相談する等
１次措置	1．苦情を受けた職員は内容を充分に聴取し理解した上で、いったん保留し後日必ず連絡することを説明する。「苦情処理記録用紙」に 明確に記入し、速やかに管理者に報告する。携帯電話をフルに活用する （携帯番号：０８０－５２８８－４４２８） 2．　報告を受けた管理者は苦情内容を理解し、問題解決に当たる。 3．　苦情解決の際は相談者へ報告する。 苦情相談窓口：グループホームふるさとの家「城下」　℡　0957-64-0578 :「城下」代表　小関　信　℡　080-2799-5166
２次措置	その他事業所に直接相談出来ない苦情は、次の関係指導機関へ連絡する。 1．苦情処理専門機関 ・　島原市地域広域市町村圏組合 島原市有明町大三東戊 1327　℡　0957-61-1104（直通） ・　国民健康保険団体連合会　介護保険課 長崎市今博多町８番地２　国保会館　℡　095-826-1599

10. 秘密保持等

1．　従業する職員は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らさない事を約束し、予め事業者と個々の従業職員の間で誓約書を交わします。

2．　従業する職員は離職後も正当な理由がなく業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らしてはならないことを誓約書をもって証とします。

3．　サービス担当者会議、及び認知症高齢者のケアに関心のある保健・医療・福祉関係職種において資質向上を目指した教育の場で、個人情報を必要とする場合は、当該利用者家族の同意を、文書により得ることとします。

11.防犯防災設備等

1．　室内消化器４台設置　火災通報装置　スプリンクラー

2．　利用者の安全を第一に守ります。

・緊急時の際は緊急時連絡網により職員を招集し、同時に警察・消防署に通報し対策対応に当たります。

・緊急時に備え日頃から近隣地域との関わりを大切にします。

・地域の防災訓練など地域の行事には積極的に参加します。

3．　従業する職員は当ホームの防火管理規定を熟知し、危機管理体制を強化し日頃からその教育に努めます。

4．　その他当ホームで定めた消防計画に準ずる。

12. 事故発生時の対応

1.　利用者に対する当ホームのサービス提供により事故が発生した場合は、保険者・当該利用者家族・当該利用者にかかる居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

2．　利用者に対する当ホームのサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

13. 地域との連携

1.　当ホームでは、事業の運営に当たって地域住民又は関係者と連携及び協力を行う等地域との交流を積極的に図ります。

2．　利用者、利用者の家族代表、行政、地域住民代表者、事業所代表（職員）から構成する「運営推進会議」を２カ月に１回開催し、事業報告、要望、助言等について記録を作成し、公表いたします。（但し利用者等に関する個人的情報は、守秘義務により決して漏らしません）

14. 身体拘束の禁止

1．　当ホームは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行ないません。

2．　緊急やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態であることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を

遵守し、適正な取り扱いにより行うものとします。

3. 当ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
   (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
   (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
   (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

15. 虐待防止に関する取り組み

1. 当ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
   (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
   (2) 虐待防止のための指針を整備
   (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
   (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 当ホームはサービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

16. 業務継続計画

1. 当ホームは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を制定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 当ホームは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 当ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	(有) ・ 無
実施した直近の年月日	令和 6 年 9 月 21 日
実施した評価機関の名称	福祉サービス機構
評価結果の開示状況	(有) ・ 無